

古座川町木造住宅等推進事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、林業、木材産業の活性化、及び定住促進を図るため、乾燥町産材を用いて、住宅、倉庫、車庫、事務所及び加工所等の木造建築物を建築しようとする場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては補助金等の交付に関する条例（昭和52年12月21日条例第22号）及びこの規則によるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乾燥町産材」とは、次に掲げる事項の全てに該当する木材及び木材加工品をいう。
 - ア 町内の製材所で製材加工された含水率が25パーセント以下の木材及び木材加工品。
 - イ 和歌山県の紀州材認証システム実施要綱（平成22年制定）により、紀州材と認証される材
- (2) 「木造建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に定める主要構造部が木造である建築物をいう。
- (3) 「増改築」とは、既存の住宅を増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各項の要件を満たす者とする。

- (1) 町内に現に居住し、古座川町の住民基本台帳に記載のある者又は転入予定者で、自らが居住、若しくは使用するための木造住宅等を建築しようとする者とする。
- (2) 町内に現に居住し、古座川町の住民基本台帳に記載のある者で、賃貸住宅を建築しようとする者とする。
- (3) 補助対象建築物の入居者若しくは使用者が、町内に5年以上の在町を確約できる者に限る。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に定める要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 乾燥町産材を10㎡以上使用した住宅を新築しようとするもの。
- (2) 延べ床面積33㎡以上の住宅において、0.25㎡以上の乾燥町産材を使用し、増改築

しようとするもの。

(3) 賃貸住宅、倉庫、車庫、事務所及び加工所等の木造建築物において、0.5 m³以上の乾燥町産材を使用し、建築しようとするもの。

2 補助金の交付を申請する年度の翌年度末までに完了する事業を対象とする。翌年度に繰越す場合は繰越理由書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金額）

第5条 補助金額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する事業については、建築に用いた乾燥町産材1 m³あたり75,000円を乗じた金額を補助する。ただし、1,300,000円を補助金額の上限とする。

(2) 前条第1項第2号に該当する事業については、増改築に用いた乾燥町産材1 m³あたり50,000円を乗じた金額を補助する。ただし、300,000円を補助金額の上限とする。

(3) 前条第1項第3号に該当する事業については、建築に用いた乾燥町産材1 m³あたり20,000円を乗じた金額を補助する。ただし、300,000円を補助金額の上限とする。

2 併用住宅の場合にあっては、住宅部分と住宅部分以外のそれぞれについて、第1項に規定する補助金額を算出する。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建築工事に着工する前に、次の書類を古座川町長に提出しなければならない。

書類	様式	提出部数
古座川町木造住宅等推進事業補助金交付申請書	別記第1号様式	各1部
古座川町木造住宅等推進事業計画書	別記第2号様式	
確約書	別記第3号様式	
設計図		
土地登記簿謄本又は評価証明書、賃貸契約の写し （申請日から3ヶ月以内の日付のものに限る）		
建築確認が必要な区域及び建物にあっては、建築基準法第6条に定める建築確認申請書（控え）の写し（第一面から第五面まで）		
建築確認が必要でない区域にあっては、建築基準法第5条に定める建築工事届出書（第一面から第		

四面まで) の写し		
その他町長が特に必要とする書類		

2 補助金の交付を受けようとする者が入居している賃貸住宅の増改築については、前項の書類にあわせて、増改築することに対する貸主の承諾書を提出しなければならない。なお、承諾書には、貸主の自筆署名と捺印、連絡先が記入されていなければならない。

(交付決定)

第7条 補助金の交付の決定、又は交付しない旨を決定したときは、古座川町木造住宅等推進事業補助金の可否について申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 交付決定後に計画を変更する場合においては、変更理由書（別紙第6号様式）を提出し、町長に変更の承認を受けなければならない。なお、交付決定後、変更承認がなく補助金額が2割以上増える場合は、増額分について補助対象としない。

(中止の届出)

第9条 交付決定後に事業を中止しようとする場合は、速やかに町長に書面をもって届け出るものとする。

(事業の完了)

第10条 事業の完了とは、次の各号のいずれかをいう。

- (1) 新たに入居するための木造住宅の新築、又は増改築工事が完了し、当該住宅に現に居住し、居住者の対象住宅建築住所への住民票の異動が完了したこと。
- (2) 現に居住している木造住宅の、建築工事が完了したこと。
- (3) 第5条第1項第3号に該当する事業においては、建築工事が完了したこと。ただし、転入予定者が建築する場合は、転入、及び転居が完了したこととのいずれか遅いほうをいう。

(実績報告)

第11条 事業の完了後、1ヶ月以内に次の書類を添付して事業の実績報告書を提出しなければならない。ただし、町長が認める特別の事情による場合は、この限りではない。

書 類	様 式	提出部数
古座川町木造住宅等推進事業実績報告書	別記第4号様式	各1部

古座川町木造住宅等推進事業実績書	別記第 2 号様式	
完成設計図		
乾燥町産材の証明書	別記第 5 号様式	
乾燥町産材の納品書の写し		
写真（構造材完成（棟上げ）時、内装材等完成時の写真）		
住民票（異動後）		
その他町長が特に必要とする書類		

2 実績報告書の受付後、前条に規定する事業の完了を確認できない場合は、実績報告書の受付を取り消す。

（補助金額の確定）

第 12 条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査、及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、古座川町木造住宅等推進事業補助金の額の確定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 前条の通知を受けた申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは、古座川町木造住宅等推進事業補助金請求書（別記第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消等）

第 14 条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の目的に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 事業の実施方法が不適切なとき
- (4) この規則の規定に違反したとき

（補助金の返還）

第 15 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助

金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、やむを得ない特別の理由があると認めるときは、これを減額又は免除することができる。

2 返還を命ずる金額は、事業完了後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年以内の場合、補助金の全額とする。
- (2) 1年を超え2年以内の場合、補助金の5分の4の額とする。
- (3) 2年を超え3年以内の場合、補助金の5分の3の額とする。
- (4) 3年を超え4年以内の場合、補助金の5分の2の額とする。
- (5) 4年を超え5年以内の場合、補助金の5分の1の額とする。

(書類等の保存)

第16条 申請者は、この事業に関する書類等について、補助事業を完了した日から5年を経過する日の属する年度の3月31日まで、保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

(施行日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。